

令和5年5月8日

保護者様

練馬区立南が丘中学校  
校長 宮田 健史

### 5類感染症への移行後の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、練馬区教育委員会より「5類感染症への移行後の練馬区立学校(園)における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)」(5月2日付)がありました。

つきましては、本日5月8日(月)以降の本校の教育活動は通知に従い進めて参ります。なお、下記に通知の内容を簡単に示していきます。ご参考ください。

#### 記

- 1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後も、以下の対策を講じる。
    - ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握 (※)
    - ・適切な換気の確保
    - ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導※ 本校においては、毎朝の検温の報告は求めません。
  - (2) 感染状況が落ち着いている時は、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。
  - (3) 学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となる。
  
- 2 地域や学校等で感染が流行している場合などで、活動場面に依じて一時的に講じる措置
  - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
  - ・児童生徒等間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。
  
- 3 新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて校内で機動的に講ずべき措置
  - (1) 生徒の感染が判明した場合には、出席停止の措置を講じる。
  - (2) 学校の臨時休業については、学校内で感染が広がっている可能性と、生徒の学びの保障の観点等に留意して必要な範囲、期間で機動的に対応する。
  
- 4 その他
  - (1) 廃止・改定となる区が制定したガイドライン
    - ①廃止 練馬区立学校(園)改定版感染予防のガイドライン(第五改定版)
    - ②改訂 練馬区立学校(園)改定版感染予防のガイドライン等に基づく宿泊を伴う校外学習のガイドライン(令和5年度版)
  - (2) ご不明な点がありましたら、本校副校長までお問い合わせください。

問い合わせ

副校長 品川 真秀樹

電話 03-3904-5782